



第 6 章

届出制度

第6章 届出制度

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で開発・建築行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

また、当該届出に係る行為が区域内における立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市長は必要な勧告をすることができます。

【都市機能誘導区域外】

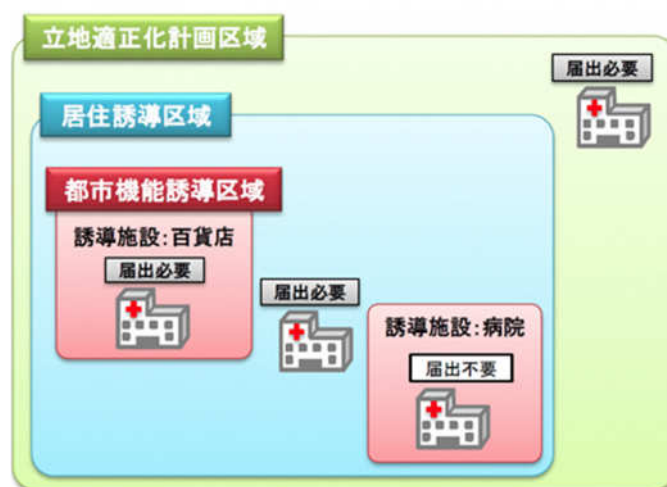
本計画区域内の都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、開発行為又は建築行為を行おうとする土地が都市機能誘導区域外にある場合は、届出が義務付けられます。

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



出典 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成27年6月）

【居住誘導区域外】

本計画区域内の居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、一定規模以上の開発行為又は建築行為を行おうとする土地が、居住誘導区域外にある場合は、届出が義務付けられます。

開発行為

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

①の例示 : 3戸の開発行為

届



②の例示 : 1,300 m²、1戸の開発行為

届



800m²、2戸の開発行為

不要



建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示 : 3戸の建築行為

届



1戸の建築行為

不要



出典 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成 27 年 6 月）一部加工